

宮崎空港国際線認知度向上プロモーション業務委託 仕様書

1 業務名

宮崎空港国際線認知度向上プロモーション業務

2 委託期間

契約日から令和8年11月30日（月）まで

3 業務の目的

宮崎空港発着の国際定期便（ソウル線・台北線）の認知度向上を図るとともに、県が実施する各種支援制度（パスポート取得費用補助、夏の旅行支援等）を広く周知し、県民の海外渡航意欲の醸成および利用促進を目的とする。

4 予算 22,000,000 円

①テレビCM制作及び放映業務	12,000,000 円
②プロモーションイベント企画・運営業務	10,000,000 円

5 業務の概要

本業務は、以下の2点を主軸として実施すること。

① テレビCM制作及び放映業務等

制作：本プロモーションは宮崎県民全員をターゲットとすることから、その顔として宮崎県民全員に高い知名度と好感度を誇るタレントを起用すること。県民にとって身近で信頼感があり、幅広い世代から支持される人物をキャスティングし、企画・撮影・編集を行うこと。

放映：テレビCMについては、認知拡大を最大化するため、民放でのスポットCMとスポンサーCMを効果的に組み合わせた放映計画を提案すること。テレビCMの放送期間は令和8年8月～10月の3ヶ月間とする。また、放映期間中、1日あたり原則として1回以上のCM放映を行うこと。

付随物：CM動画をベースにしたSNS広告用動画素材等を作成しWEB広告等も実施すること。

予算：12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記予算には、CM制作・放映、タレント出演料、広告宣伝費等、業務遂行に要する一切の経費を含むものとする。

その他：

(1) テレビCMの放映計画

ターゲット層に最大限リーチできるよう、具体的な放送枠（タイム枠またはスポ

ット枠の配分)、本数、時間帯のシミュレーションを提示すること。

(2) タレントの起用案

本施策の趣旨およびターゲット層に合致するタレントの起用案を提示すること。起用の根拠（親和性、認知度、期待される効果等）を明記し、契約見込み等の実現可能性を含めて説明すること。

(3) クリエイティブの具体案

制作予定のCMイメージを具体化するため、絵コンテ（映像構成案）を作成し、視覚的に提案すること。また、長期放映を見据えた展開プラン（シリーズ化や内容の更新案）を含めること。

※プレゼンテーション当日にモニターにて過去のCM作成実績（ポートフォリオ）を発表すること。

②プロモーションイベント企画・運営業務

名称（案）：宮崎から世界へ！ソウル・台北満喫フェスタ（仮称）

開催時期：8月～10月頃（金土の2日間連続開催）

開催時間：（案）1日目 16:00～21:00、2日目 11:00～20:00

会場：県内の大型商業施設等、多くの県民が来場しやすく、各ブース展開に必要な面積・設備が確保できる場所。

業務内容：

(1) 飲食ブース（韓国3以上、台湾3以上）

各都市の名物料理やスイーツを販売するブースを誘致し、現地さながらの食体験を提供すること。

アルコール等の提供も合わせて実施すること。

※出店者より出店料を徴収する場合、出店料は運営費に充当するものとする。

(2) 体験型ブース（韓国1、台湾1）

衣装試着、ゲーム、VR体験等、現地に行きたくくなるような体験コンテンツを企画・設置すること。

(3) 情報提供ブース（韓国1、台湾1）

本イベントにおいて、宮崎空港発着の国際線利用促進及び海外誘客を目的としたブースを企画・運営すること。あわせて、来場者との接点創出及びブースへの誘客を図るため、参加型コンテンツやステージとの連携など、効果的な集客手法を提案すること。

（なお、当日のブース運営は各航空会社及び各観光協会が担当する予定）

(4) ステージイベントの企画・運営

1日目の開催（16時～21時）および2日目の開催（11時～17時）というスケジュールを踏まえ、一日を通じて来場者が会場に留まり、集客が継続的に発生するような魅力的なステージイベントを企画・実施すること。

(5) イベントの告知

SNS 広告やデジタル配信、地域メディアを活用した戦略的な告知を行うこと。来場意欲を刺激するクリエイティブの制作、会場内フォトスポットの設置等、開催当日のリアルタイム発信を徹底すること。また、ポスター、リーフレットを作成しイベントの告知を行うこと。

予 算：10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記予算には、会場設営、タレント出演料、広告宣伝費等、飲食店出店料等業務遂行に要する一切の経費を含むものとする。

6 業務上の留意事項

(1) 業務全般

- ・目的に沿った情報発信効果の高い内容とすること。
- ・費用対効果、法令遵守、個人情報の保護に配慮すること。
- ・業務実施にあたっては、協議会と十分な連携を図ること。

(2) 著作権等

- ・制作物の権利は協議会に帰属し、協議会指定の形式でデータ提出すること

(3) 飲食・イベント運営の安全管理

- ・イベントを実施するにあたり必要なイベント保険への加入手続きを実施すること。
- ・食品衛生法や保健所の許可基準の遵守、スタッフの衛生管理をすること。
- ・火気使用時の消防法および施設規定の遵守をすること。
- ・ゴミの分別および環境負荷低減の徹底すること。
- ・来場者が楽しめる適正価格と品質の維持すること。

(4) その他

- ・疑義が生じた際は随時協議すること。

※ スケジュール

(1) 公告	令和8年6月5日（金）
(2) 企画提案競技参加申込書の提出締切	令和8年6月15日（月）午後1時
(3) 質問等の提出締切	令和8年6月15日（月）午後1時
(4) 企画提案書の提出締切	令和8年6月19日（金）午後5時
(5) プレゼンテーション（ヒアリング）	令和8年6月24日（水）午後2時
(6) 審査結果の通知	令和8年6月26日（金）午前中

